

監 査 報 告 書

学校法人草苑学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

私たち学校法人草苑学園の監事は、私立学校法第37条3項及び学校法人草苑学園寄附行為第7条の規定に基づく監査を行うため平成31年4月1日から令和2年3月31日までの、平成31年度の計算書類(資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表並びに付属明細書)及び理事の業務執行状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

令和2年5月22日

学校法人草苑学園

監事

矢島義幸 

監事

沼尻康彦 